

令7広一要第50号
令和7年12月3日

秋田市農業委員会
会長 佐々木 吉 秋 様

秋田市長 沼 谷 純



令和8年度秋田市農業施策等に対する要望書について（回答）

日頃から本市行政に対してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和7年11月4日付けで提出のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

市への要望事項

（ご要望）

1 農業を担う者を対象とした支援について

国による補助制度では、認定農業者や法人経営といった比較的大規模の経営を行う経営体への支援が多く、小規模の農業者は事業採択されにくい傾向にあります。

そのような中、令和6年度末までに策定された地域計画の実現に向け、目標地図に位置づけられた担い手についても、必要な機械や設備等の導入経費への支援を講じるよう要望します。

（回答）

地域計画の目標地図に位置付けられた担い手は、地域農業の維持・発展に寄与する重要な担い手であることから、経営規模の大小に関わらず、生産拡大や収益性向上に必要な機械や施設等の導入に対して、引き続き支援してまいります。

（農業農村振興課）（園芸振興センター）

（ご要望）

2 令和8年度秋田市単独補助土地改良事業の推進について

本事業は、国・県の事業とならない農道・水路等の農業用施設の小規模な整備や更新を対象としており、農業者にとって必要性が高く、かつ大きな期待を寄せている事業です。

このことから、その重要性をご理解のうえ、令和8年度要望箇所（別紙）については、採択に必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、採択とならなかった箇所についても、次年度以降の事業や別事業で採択するなどの救済措置を講じるよう要望します。

（回答）

本事業は、農業関係者からの要望が強い事業であることから、今後とも適切な予算措置を講じるとともに、計画的な事業実施に努めてまいります。

なお、令和8年度予算は市の歳入減に対応するため、本事業においては制度の見



直しの対象となったことから、補助率の縮小を行う予定です。

(農地森林整備課)

(ご要望)

3 日本型直接支払制度について

人口減少・高齢化が進行する中、日本型直接支払制度に位置づけられている3事業は、農村における地域社会を維持していくうえで重要な事業であり、特に農業が持つ多面的機能の発揮は、農家・非農家問わず、その恩恵を享受することから、事業を実施しようとする農業者が計画的に取組みを実施できるよう、必要な予算を確保するよう要望します。

(回答)

多面的機能支払交付金をはじめとする日本型直接支払制度は、農村地域が持つ豊かな景観の形成、地域が育んできた文化の継承、自然環境保全や水源のかん養といった多面的機能が維持・発揮されるために欠かせない重要な事業であり、事業を活用する組織が計画的に取組を実施できるよう、必要な予算の確保に努めてまいります。

(農業農村振興課) (農地森林整備課)

(ご要望)

4 農業生産資材への支援について

昨今の世界情勢などにより、肥料、燃料等諸物価が高騰し、生産コストが経営を圧迫するとともに、情勢不安の長期化や国の今後の支援が不明確なことから、将来の営農継続が心配されています。

そのため、安定した農業経営が実現できるよう肥料、燃料等に対する支援を講じるよう要望します。

(回答)

本市では、物価高騰等の影響を受ける農業者に対して、稲作や園芸、畜産などの幅広い分野において、経営安定に向けた支援をしてきたところであり、引き続き農業経営への影響の把握に努め、国・県の動向を注視しながら、必要な支援を検討してまいります。

(農業農村振興課) (園芸振興センター)

(ご要望)

5 有害鳥獣被害対策への支援について

近年、クマやハクビシン等の小動物のみならず、シカやイノシシも出没するようになり、農作物への被害が深刻化しております。

そのため、昨年度、電気柵等の侵入防止資材の購入や設置等に対する支援を要望したところですが、市では「設置後の適切な維持管理を継続することや安全確保などの課題があり、補助等を行う考えはない」との回答でした。

しかしながら、野生動物による被害の発生は、農業者の生産意欲低下と耕作放棄の要因となり、耕作放棄地が増加すると野生動物の生息地拡大を招くという負の連鎖が引き起こされることから、引き続き電気柵設置等の基本的な対策への支

援を要望します。

(回答)

電気柵等の設置については、野生動物の侵入を防止する有効な手段の一つであると認識しておりますが、設置・維持管理にあたっては、定期的な点検などの継続的な管理体制の維持や安全確保などの課題があるため、令和6年度と同様に、電気柵等の設置に対し直接的な支援を行う考えはございません。

一方、本市では有害鳥獣による被害軽減に向け、県が進める野生動物と人とのすみ分けを図るゾーニング管理の中で、管理強化ゾーンを設置し、そこでは捕獲圧を一層強める対策を実施するとともに、緩衝帯の整備を行い、人里への侵入防止機能の向上を図ってまいります。

さらに、イノシシやニホンジカについては、猟友会の協力を得ながら捕獲圧を強め、令和6年を上回る頭数を捕獲するなど、被害防止対策を一層推進しております。今後もこれらの取組を継続・強化し、鳥獣被害防止対策に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

(農地森林整備課)

国への要望事項

(ご要望)

1 合理的な費用を考慮した価格形成の実現について

飼料や肥料など食料生産に必要な不可欠な生産資材の価格が長きにわたり高い水準で推移する中、増加する生産コストについては、取引価格への十分な価格転嫁が進んでおらず、農業者の所得確保に向け、生産コストの上昇分を適切に価格転嫁していくとともに、消費者の購買意欲を高めていくことが重要です。

こうした中、国は昨年5月に成立した食料・農業・農村基本法において、食料の持続的供給に向けた合理的な価格形成について明記するとともに、その価格形成の仕組みを構築するための法制化に向けた議論を進めています。

農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需要に応じて価格が決定されることから、国による一定の関与など実効性が確保される仕組みとすること、流通・加工・小売業者などの関係者および消費者に対し、円滑な価格転嫁への理解の促進を図ること、農畜産物の消費拡大につながる施策の拡充を国に働きかけてください。

(回答)

合理的な費用を考慮した価格形成の実現については、県市長会を通じて、実効性のある取組に対する国の支援について要望しております。

また、食料システム法の令和8年度からの施行に向けて、国が行う品目ごとのコスト指標の作成や、取引事業者間の誠実な協議に関する努力義務の検討状況を注視するとともに、生産から消費までの各段階における実効性のある取組や国産農畜産物の需要拡大について、必要に応じて国に働きかけてまいります。

(産業企画課) (農業農村振興課) (園芸振興センター)

(ご要望)

2 バランスのとれた水田・米政策の見直しの実現について

食料・農業・農村基本法を踏まえ、令和6年度に食料・農業・農村基本計画」

が策定されたほか、水田政策を根本的に見直す検討が令和7年度から本格的に開始され、これを契機に将来にわたって安定運営できる水田政策を確立させる必要があります。

水田・畑作経営の安定や需要のある畑作物等の生産拡大に向け、基盤整備の推進や高収益作物の導入、それらに関する新技術の導入にかかる万全な支援及び予算の確保を行うこと、飼料用米予算の削減等現行予算の単なる抑制や付け替えとならないよう、農業構造転換集中対策期間（5年間）に関連予算の増額および安定的確保を図ることを併せて国に働きかけてください。

（回答）

国は、食料・農業・農村基本計画の実現に向け、農地の大区画化や汎用化、麦や大豆の本作化などを集中的に推し進めるとしており、令和9年度からの水田政策の見直しに当たっては、水田・畑に関わらず生産性向上への取組に支援することとしております。

水田政策の見直しに当たっては、これまで水田において非主食用米や大豆・野菜などを作付けしていた農業者が不利益を被らない仕組みを構築することや、十分な予算を確保することについて市長会等を通じて国に働きかけてまいります。

（農業農村振興課）

（ご要望）

3 担い手不足への支援について

農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画を策定しましたが、秋田県内では将来の受け手が決まっていない農地が全体の約3割存在することが明らかとなっています。

そのため、地域計画や目標地図において、受け手の特定が進んでいない地域への支援を強化することを国に働きかけてください。

また、農山漁村活性化法の改正では、耕作者未定または荒廃化の恐れがある農地について、放牧や鳥獣緩衝帯の設定といった粗放的あるいは省力的な農地利用、つまり管理に手間のかからない形態での活用を周知・推進する取組みが位置付けられ、これにより、農地の荒廃や減少を防ぎ、極力農地として土地を維持することを目的としています。

耕作者が決まっていない農地を放牧等で使うことは環境保全、獣害防止、荒廃防止など多面的なメリットがあることから、現状で耕作者未定の農地が多い地区に対し、こうしたより手間のかからない農地利用方針の積極的な取組みを促進することを併せて国に働きかけてください。

（回答）

本市では、市内全域の23地区において地域計画を策定したところであり、将来の農地利用の更なる明確化を図るため、今後は集落等の範囲での話合いの場の開催や、幅広い関係者の参加による実りある協議を通じて、地域計画の見直しを進めることとしており、国の財政支援については市長会等を通じて要望してまいります。

また、国は、地域ぐるみの話合いで、守るべき農地と粗放的に利用する農地を明確化して、農地保全に取り組む地域を支援する補助事業を実施していることから、事業の継続や拡充について必要に応じて国に働きかけてまいります。

（農業農村振興課）

(ご要望)

4. 多様な農業者に対する支援策について

地域計画に基づく農業や食品関連の産業振興では、加工業者や流通業者が地域の農畜産物を活用した商品開発や販路開拓の支援組織として明確に組み込まれることもあり、加工業者や流通業者は地域ビジネスの展開や新たな産業創出の促進事業者として重要視されます。

農業者等が直売市場や市場外流通の販売額を上げるためには、新商品の開発や販路開拓が必要であり、それらの生産・加工に使う機器導入にかかる経費の助成、新規就農者および女性農業者グループなど特に支援が必要な経営体に対する補助、専門家派遣による販売戦略や商品開発支援等、国が率先して必要となる機械・施設等の導入と運営等を支援する事業を創設することを国に働きかけてください。

(回答)

国や県、本市においても、生産・加工機器の導入費用への助成のほか、商品開発や販路開拓等に関する支援などを行っておりますが、国のリードによる機械・施設の導入や運営等への支援の拡充などについて、必要に応じて国に働きかけてまいります。

(産業企画課) (園芸振興センター)

担 当 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部広報広聴課広聴担当
直 通 018-888-5471